

暮らしっく

リスク・効果をよく考えて…

美容医療の契約は慎重に!

医療脱毛や二重まぶた手術等で身近に感じられる美容医療サービスですが、契約に関するトラブルや施術による予想外の腫れや痛みなどの身体的なトラブル、効果を感じられないケースなどが発生しています。

美容医療サービスを受ける前には、リスク等についても情報収集し、施術内容や契約内容を理解したうえで、十分検討・納得してから契約するようにしましょう。

相談事例

◆チラシを見て訪れた美容外科クリニックで、「しわが目立たなくなる。」と契約を強引に迫られ、断り切れずに筋肉の緊張を抑えるボトックス注射の契約をしたが、帰宅後に高額な契約をしてしまったと思い直したため解約したい。

◆「効果がない場合、1年以内なら無料でやり直す。」と言われ、顔のたるみを取るリフトアップの手術を受けた。効果がないのでやり直しを申し出たが、全く相手にされず納得がいかない。

◆美容外科クリニックで二重まぶた手術を受けたが、目が赤く腫れ痛みもある。二重のラインもいびつでひどい状態だ。返金してほしい。



アドバイス



【あいち暮らしWEB
キャラクター ビッピ】

❗美容医療の施術には、少なからず身体的なリスクが伴います。

施術内容・効果、リスク等について医師から十分な説明を受け、本当に自分に必要かどうかよく考えましょう!

❗契約内容(解約条件等)は書面でしっかり確認しましょう!

❗強引に契約を迫る等、問題のある勧誘を行うクリニックとは契約しないようにしましょう。

❗美容医療もクーリング・オフ、中途解約が可能になりました!

平成29年12月1日以降に契約した美容医療(契約期間が1か月を超え、契約金額が5万円を超えるもの)のうち、「脱毛」、「にきび、しみ、ほくろなどの除去」、「肌のしわやたるみの軽減」、「脂肪の溶解」、「歯の漂白」の5種類の施術については、クーリング・オフや中途解約が可能になりました。

❗トラブルに遭った場合は、消費生活相談窓口へ早めに相談しましょう!

架空請求ハガキにご注意!!

「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」などと記載されたハガキを50歳代、60歳代の女性を中心に送り付ける、架空請求詐欺が多発しています。本年4月には、このハガキを発端として、5,700万円を超える被害に発展したケースもありました。

「料金未納」「民事訴訟」「差し押さえ」などと記載されたハガキが届き、記載された連絡先に電話してしまうと・・・



①ニセ弁護士を紹介され、ニセ弁護士からは、訴訟を起こしている相手への連絡を指示される。

②訴訟を起こしている相手に連絡をすると、裁判取り下げ費用を要求され、コンビニエンスストアでの支払いや宅配便での現金送付など、支払い方法を指示される。

③ニセ弁護士に相談すると、訴訟が取り下げられたら、支払ったお金は戻ってくるなどと言われる。

**消費料金に関する
訴訟最終告知のお知らせ**

この度、ご通知致したのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号(わ)268 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行証書の交付をご承認いただきます様お願い致します。

裁判取り下げなどのご相談につきましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問合わせ下さい。

尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年3月29日

法務省管轄支局 民間訴訟告知センター
東京都千代田区
取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-
受付時間 9:00~20:00(日、祝日を除く)

【架空請求ハガキの例】

被害に
遭わない
ために

ハガキに記載された電話番号には、絶対に連絡しない!
心配な方は、最寄の警察署や警察相談ダイヤル(#9110)まで
ご相談ください。

【警察本部生活安全総務課】

消費者教育の講師(専門家)を派遣します!

学校や地域などの様々な団体が行う消費者教育を支援するため、無料で講師を派遣しています。学校の授業、PTAの研修会、地域の勉強会等でぜひご利用ください。

【テーマ例】

教員・指導者向け講座	学生・一般消費者向け講座
<ul style="list-style-type: none"> ・消費者市民社会※を目指す消費者教育のあり方 ・消費者教育の指導法や教材の活用法 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者市民社会とは? ・消費者トラブルの事例と対処法

※消費者市民社会:消費者一人一人が消費行動を通じて社会の発展と改善に積極的に参加する社会

【対象人数】概ね30名以上

【講師】テーマに応じた講師を派遣します。
(謝金・交通費は無料です。)

【会場】主催者でご用意ください。

【講演時間】60分~120分程度

申込み・問合せ先

県民生活課消費者教育・啓発グループ

☎052-954-6603

※原則として、開催予定日の50日前までにお申し込みください。

あいち消費生活情報メールマガジンにご登録ください!

愛知県から最新の消費者トラブル情報、消費者教育、消費生活に関するイベント情報等を月に1度お届けします。ぜひ、ご登録ください!



メールマガジンのご登録はこちらから!

【県民文化部県民生活課】

食品ロスを減らすためのひと工夫!

まだ食べられるのに捨てられている「食品ロス」。農林水産省・環境省の推計によると日本で年間646万トン(平成27年度推計)あるといわれており、これは、国民1人当たり換算するとおおよそ茶碗1杯分の食べ物が毎日捨てられている量に相当します。

食品ロスのうち、約半分は家庭から出ています。「もったいない」を意識して、普段の食生活の中でできることから実践してみませんか。

今日から実践!

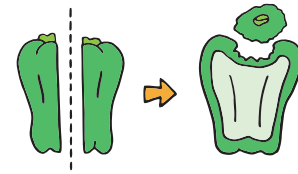
- **買い物の前には冷蔵庫をチェック!**
必要な量を購入しましょう
- **使い切れない食材は上手に保存!**
保存方法によっては長持ちさせることができます
- **野菜や果物の皮は過剰にむき過ぎない!**
生ゴミは減って、栄養は増えます
- **賞味期限を正しく理解!**
過剰な廃棄をなくすことができます

実践できる20のコツを紹介したパンフレット「あいちエコ食スタイル 今日から始める20tips」をWebサイト「食育ネットあいち」で紹介しています。

<http://www.pref.aichi.jp/shokuiku/shokuikunet/info/pamphlet.html#20tips>【農林水産部食育消費流通課】

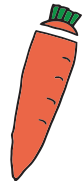
ピーマン

タテに半分切る。
ヘタの部分だけ
外側から内側にもぎ取る。



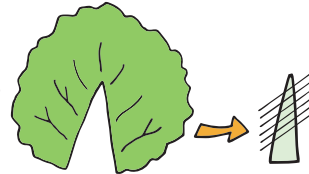
にんじん

皮をむかず、葉の付け根はなるべく薄く切る。
ヘタだけを捨てる。



キャベツ

芯を切り取り、捨てずに薄切りやみじん切りにして使う。



おいさと安全の秘密を探れ!

夏休み食品工場見学ツアーの参加者募集!

毎年、県民の皆様に関心する正しい知識と食の安全・安心への取組みについて知っていただくため、**親子で食品の製造工程を見学**していただいた後、消費者、食品事業者及び行政の**三者で意見交換**を実施する、現地見学型リスクコミュニケーションを開催しています。

今年の開催場所は、「キューピー株式会社^{ころも}挙母工場(8月8日(水))」と「株式会社^{ずいほうしゃ}瑞達社(餃子の皮などを製造)(8月27日(月))」の2か所です。

詳細については、下記Webページをご覧ください。

<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/eisei/h30genchi-ris-comi.html>



夏休みの自由研究に
おすすめだ
ワン!

手洗犬
ゴッシー

【健康福祉部生活衛生課】

今日からエコモビはじめませんか?

クルマと公共交通、自転車、徒歩などをかきこく使い分けるライフスタイルを「エコ モビリティライフ」(エコモビ)と名付け、エコモビを県民運動として推進しています。

日常の移動では、クルマの使用をできるだけ控え、環境にやさしい公共交通などを利用しましょう。



電車・バスで
安全、スムーズに

自転車・徒歩で
健康、爽やかに

クルマは
相乗り、
エコドライブで



電車やバスの利用でCO₂削減!

1人1km運ぶのに排出するCO₂は、電車ならクルマの約7分の1、バスなら約2分の1です!

継続すればダイエットにも!

クルマで約25分の道のりを徒歩と電車で行く場合、カロリー消費量は約2倍になります!*

公共交通機関利用は特典がいっぱい!

施設料金・飲食代金の割引など、さまざまな特典があります!

※40歳代の男性が10kmをクルマ通勤した場合と、徒歩10分、鉄道15分、徒歩10分で通勤した場合の比較

【振興部交通対策課】

詳しくはこちら [エコモビ 実践 検索](#)

水質 パトロール隊 募集!

「水質パトロール隊」になって身近な「水」のこと、調べてみよう!考えてみよう!

だれになれるの? ● 県内の小中学生を含むグループです。
(大人の方1名を代表者として登録します。)

応募したら? ● お送りする調査マニュアルを参考に川や水辺の生きものなどを調べ、その結果を10月末までに提出していただきます。

応募期限は? ● 7月31日(火)です。

詳しくはこちら [愛知 水質パトロール 検索](#)

ご応募お待ちしています

申込み・問合せ先
環境部生活環境地盤対策室 電話:052-954-6220 【環境部生活環境地盤対策室】




AEL(あえる)ネット 環境学習スタンプラリー を開催しています!

楽しく環境について学んでいただくため、愛知県内の172の環境学習施設等が連携して、「**AELネット環境学習スタンプラリー**」を開催しています。

施設等への来館やイベント等への参加により、スタンプを3個以上集めた方の中から、抽選で図書カードなどの記念品をプレゼントします。ぜひ、ご参加ください。

詳しくは、Webページ(http://aichi-eco.com/ael_stamprally/)をご覧ください。

期間 平成30年6月22日(金)～平成31年2月28日(木)
【環境部環境活動推進課】



あいち産農林水産物の お得情報、お届けします!

～ いいともあいちサポーター登録のご案内～

消費者と生産者が一緒になって本県の農林水産業を支えていこうという『いいともあいち運動』を進めています。「どんなあいち県産品があるの?」「お得な買い物ができる地産地消イベントに行きたい!」という方は、いいともあいちサポーターになって最新情報を入手しませんか?登録は無料で、住所等の入力は不要です。毎週メルマガで情報をお届けします。

詳しくはこちら [いいともあいち 検索](#)

【農林水産部食育消費流通課】

困った時は 消費者ホットライン **188** (いやや!)

早めに相談しましょう。 ※身近な消費生活相談窓口につながります。

県	愛知県消費生活総合センター (052)962-0999		
市町村	名古屋市消費生活センター	(052)222-9671	東海市消費生活センター (052)603-2211
	岡崎市消費生活センター	(0564)23-6459	大府市消費生活センター (0562)45-4538
	一宮市消費生活相談窓口	(0586)71-2185	知多市消費生活センター (0562)36-2688
	瀬戸市消費生活センター	(0561)88-2679	知立市消費生活センター (0566)95-0195
	知多半田消費生活センター (半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町)	(0569)32-2444	尾張旭市消費生活センター (0561)53-2111
	春日井市消費生活センター(市民活動推進課)	(0568)85-6616	岩倉市消費生活センター (0587)37-7867
	海部地域消費生活センター (津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村)	(0567)23-0150	豊明市消費生活センター (0562)85-3712
	碧南市消費生活センター	(0566)41-3311	日進・東郷消費生活センター (0561)56-0039
	刈谷市消費生活センター	(0566)91-1195	清須市消費生活センター (052)325-5151
	豊田消費生活センター	(0565)33-0999	北名古屋市消費生活センター (0568)22-1111
	安城市消費生活センター	(0566)76-7749	みよし市消費生活センター (0561)32-8015
	西尾市消費生活センター	(0563)65-2161	長久手市消費生活センター (0561)64-6503
	犬山市消費生活センター	(0568)44-0398	扶桑町消費生活センター (0587)93-1111
	常滑市消費生活センター	(0569)47-6139	東三河消費生活総合センター (0532)51-2305
	江南市消費生活センター	(0587)53-0505	・東三河消費生活豊川センター (0533)89-2238
	小牧市消費生活センター	(0568)76-1119	・東三河消費生活蒲郡センター (0533)66-1204
	稲沢市消費生活センター	(0587)32-2594	・東三河消費生活田原センター (0531)23-3818
		・東三河消費生活新城センター (0536)23-6260	

※相談は、原則それぞれの市町村にお住まいの方を対象としています。
相談受付日や時間は、市町村のWEBページや広報紙等で事前に確認ください。

危険です!ながらスマホ

発行/愛知県県民文化部県民生活課 〒460-8501名古屋市中区三の丸3-1-2 ☎(052)954-6603
 *「あいち暮らしっく」は、愛知県金融広報委員会の助成金を活用し発行しています。
 ・発行月/平成30年7月